

において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の規約の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、執行役員（新投信法第九十七条第一項に規定する執行役員をいう。次項において同じ。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6 前項の場合には、執行役員は、役員会（新投信法第一百五十五条に規定する役員会をいう。）の承認を受けなければならない。

7 一部施行日前に旧投信法第八十三条第五項において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された投資証券（旧投信法第二条第二十二項に規定する投資証券をいう。）については、なお従前の例による。

8 一部施行日の前日を払込期日として投資法人が成立後に発行する投資口の発行をした場合においては、当該投資口の引受けをした者は、一部施行日から投資主となる。

（協同組織金融機関の優先出資に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第三十八条 優先出資（第四条の規定による改正前の協同組織金融機関の優先出資に関する法律（以下この条において「旧優先出資法」という。）第三条第一項に規定する優先出資をいう。以下この条において同

じ。)の消却をしようとする協同組織金融機関(旧優先出資法第二条第一項に規定する協同組織金融機関をいう。以下この条において同じ。)が一部施行日前に旧優先出資法第十五条第五項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、新優先出資法第十五条第五項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 協同組織金融機関の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該協同組織金融機関が一部施行日前に旧優先出資法第十四条において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をしたときは、新優先出資法第十四条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間(以下この条において「閉鎖期間」という。)が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、同項の協同組織金融機関は、優先出資者名簿(新優先出資法第二十四条に規定する優先出資者名簿をいう。)の記載の変更を行わないことができる。

4 前項に規定する場合において、閉鎖期間を定めた協同組織金融機関が新優先出資法第十六条第五項にお

いて準用する新商法第二百十九条第一項及び新優先出資法第六条第五項において準用する新商法第二百八十条ノ四第三項に規定する一定の日を定めようとするときは、その日は、閉鎖期間満了の日後の日でなければならぬ。

5 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある協同組織金融機関であつて旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資者（新優先出資法第十二条第一項に規定する優先出資者をいう。第七項において同じ。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を旧優先出資法第二十五条において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、理事（新優先出資法第二条第七項に規定する理事をいう。）の決定をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

6 一部施行日前に旧優先出資法第三十条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（旧優先出資法第二十八条第一項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

7 一部施行日の前日を払込期日として優先出資の発行をした場合においては、当該優先出資の引受人は、一部施行日から優先出資者となる。

(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三十九条 優先出資（第五条の規定による改正前の資産の流動化に関する法律（以下この条において「改正前の資産流動化法」という。）第二条第五項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却をしようとする特定目的会社（改正前の資産流動化法第二条第三項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が、一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十八条の二において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十八条の二第二項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 優先出資の併合をしようとする特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百十五条ノ二の規定にかかわらず、なお従前

の例による。

3 特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の資産流動化法第四十九条第一項において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 特定目的会社又は特定目的信託（改正前の資産流動化法第二条第十三項に規定する特定目的信託をいう。以下この条において同じ。）について、改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時（以下この条において「閉鎖期間満了時」という。）までは、当該特定目的会社又は当該特定目的信託に係る受託信託会社等（改正前の資産流動化法第二条第十六項に規定する受託信託会社等をいう。第六項において同じ。）は、優先出資社員名簿（改正後の資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）又は権利者名簿（改正後の資産流動化法第七十四条第一項

に規定する権利者名簿をいう。)の記載若しくは記録の変更を行わないことができる。

5 前項に規定する場合においては、閉鎖期間満了時までには、次に掲げる者の議決権については、なお従前の例による。

一 当該閉鎖期間内に改正後の資産流動化法第四十八条の五において準用する新商法第二百二十条ノ五第一項の規定により優先出資社員(改正後の資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。次項において同じ。)となった者

二 当該閉鎖期間内に転換特定社債(改正後の資産流動化法第百十三条の二第一項に規定する転換特定社債をいう。)の転換を請求した者

三 当該閉鎖期間内に新優先出資の引受権(改正後の資産流動化法第百十三条の四第二項に規定する新優先出資の引受権をいい、新優先出資引受権付特定社債(改正後の資産流動化法第百十三条の四第一項に規定する新優先出資引受権付特定社債をいう。)に付されたものを含む。)を行使した者

6 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社(一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの(以下この項において「設立中の特定目的会社」という。))を含む

む。）又は閉鎖期間を指定する旨の特定目的信託契約（改正前の資産流動化法第六十二条に規定する特定目的信託契約をいう。以下この項において同じ。）の定めがある特定目的信託であつて改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款又は特定目的信託契約の定めがないものについては、一部施行日（設立中の特定目的会社にあつては、その成立の日）において、優先出資社員、特定目的信託の受益証券（改正後の資産流動化法第二条第十五項に規定する受益証券をいう。）の権利者又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を改正前の資産流動化法第四十四条第三項又は第七十五条第二項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議又は特定目的信託契約の変更があつたものとみなす。この場合においては、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）又は受託信託会社等が変更する特定目的信託契約をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

7 一部施行日前に改正前の資産流動化法第四十九条第一項又は第七十八条第二項において準用する旧商法第二百二十六条ノ三第二項の規定により寄託された優先出資証券（改正前の資産流動化法第二条第九項

に規定する優先出資証券をいう。)又は特定目的信託の受益証券については、なお従前の例による。

8 第一項又は第二項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の資産流動化法第四十八条の二又は第四十九条第一項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記及び優先出資の併合による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十条 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律(平成十六年法律第 号)の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の資産流動化法第百十三条第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

(保険業法の一部改正に伴う経過措置)

第四十一条 保険業を営む株式会社(第六条の規定による改正前の保険業法(以下この条において「旧保険業法」という。)) 第九条第一項に規定する保険業を営む株式会社をいう。以下この条において「会社」という。)について、旧保険業法第十一条第一項に規定する期間(以下この条において「閉鎖期間」という。))が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉



鎖期間の満了の時までは、同項の会社は、株主名簿の記載又は記録の変更を行わないことができる。

2 一部施行日において閉鎖期間に係る定款の定めがある会社（一部施行日前に定款の認証を受け、一部施行日後に成立するもの（以下この項において「設立中の会社」という。）を含む。）であつて旧保険業法第十一条第二項の一定の日に係る定款の定めがないものについては、一部施行日（設立中の会社にあつては、その成立の日）において、株主又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役会の決議をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

（特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置）

第四十二条 優先出資（第七条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第一条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（以下この条において「改正前の旧資産流動化法」という。）第二条第三項に規定する優先出資をいう。以下この条において同じ。）の消却

をしようとする特定目的会社（改正前の旧資産流動化法第二条第二項に規定する特定目的会社をいう。以下この条において同じ。）が、一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第二百二十条において準用する旧商法第二百五十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第二百二十条第二項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 特定目的会社の優先出資の発行を無効とする判決が確定した場合において、当該特定目的会社が一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九条において準用する旧商法第二百八十条ノ十七第二項の規定による公告又は通知をした場合においては、改正後の旧資産流動化法第四十九条において準用する新商法第二百八十条ノ十七第三項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 特定目的会社について、改正前の旧資産流動化法第四十四条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項に規定する一定期間（以下この条において「閉鎖期間」という。）が一部施行日前に進行を開始し、一部施行日以後に満了する場合には、一部施行日以後も、当該閉鎖期間の満了の時までは、当該特定目的会社は、優先出資社員名簿（改正後の旧資産流動化法第四十四条第一項に規定する優先出資社員名簿をいう。）の記載又は記録の変更を行わないことができる。

4 一部施行日において閉鎖期間を指定する旨の定款の定めがある特定目的会社であつて改正前の旧資産流動化法第四十四条第三項において準用する旧商法第二百二十四条ノ三第一項の一定の日を指定する旨の定款の定めがないものについては、一部施行日において、優先出資社員（改正後の旧資産流動化法第二十六条に規定する優先出資社員をいう。）又は質権者として権利を行使すべき者を定めるため、当該閉鎖期間の初日の前日を同項の一定の日に指定する旨の定款の変更の決議があつたものとみなす。この場合においては、取締役の決定（取締役が数人あるときは、その過半数をもつてする決定）をもつて、当該権利の内容を定めなければならない。

5 一部施行日前に改正前の旧資産流動化法第四十九条において準用する旧商法第二百二十六条ノ二第二項の規定により寄託された優先出資証券（改正前の旧資産流動化法第二条第七項に規定する優先出資証券をいう。）については、なお従前の例による。

6 第一項の規定によりなお従前の例によることとされる改正前の旧資産流動化法第二百二十条において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知に係る優先出資の消却による変更の登記の申請書に添付すべき資料については、なお従前の例による。

第四十三条 民事関係手続の改善のための民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日が一部施行日後となる場合には、同法の施行の日の前日までの間における改正後の旧資産流動化法第百十三条第一項の規定の適用については、同項中「除権決定」とあるのは、「除権判決」とする。

(非訟事件手続法の一部改正)

第四十四条 非訟事件手続法(明治三十一年法律第十四号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条第一項中「有限会社法」を「並ニ有限会社法」に改め、「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律(昭和五十九年法律第三十号)第三十二条第八項」を削る。

第三百三十二条ノ八第一項中「並ニ株券等の保管及び振替に関する法律第三十二条第八項」を削る。

(鉄道抵当法の一部改正)

第四十五条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第五十一条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

(関税定率法の一部改正)

第四十六条 関稅定率法（明治四十三年法律第五十四号）の一部を次のように改正する。

第二十一条の三第三項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項（振替社債等の供託）に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第三百条第一項（振替債の供託）に規定する振替債」に改める。

（信託法の一部改正）

第四十七条 信託法（大正十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第三条に次の一項を加える。

株券ヲ発行セザル旨ノ定款ノ定アル会社ノ株式ニ付テハ信託ハ株主名簿ニ信託財産タル旨ヲ記載又ハ記録スルニ非ザレバ之ヲ以テ第三者ニ對抗スルコトヲ得ズ

（商工組合中央金庫法の一部改正）

第四十八条 商工組合中央金庫法（昭和十一年法律第十四号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第三項並びに第七項第一号及び第七号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

## (陸上交通事業調整法の一部改正)

第四十九条 陸上交通事業調整法(昭和十三年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第六条中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

## (有限会社法の一部改正)

第五十条 有限会社法(昭和十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条に次の一項を加える。

商法第二百六条ノ二第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ名義書換ニ之ヲ準用ス

第二十三条第二項を次のように改める。

第二十条第一項ノ規定ハ持分ノ質入ニ、商法第二百六条ノ二第三項ノ規定ハ持分ノ質権者ニ之ヲ準用ス

第二十四条第一項中「第二百十三条」を「第二百十三条第一項第四項」に改め、同条第三項の次に次の

一項を加える。

会社八第一項ニ於テ準用スル商法第二百十三条第四項ノ公告ニ代ヘテ公告スベキ事項ヲ社員及社員名簿

ニ記載又ハ記録アル質権者ニ通知スルコトヲ得

第六十七条第五項中「第二百九条第三項」を「第二百九条第三項及第四項」に改める。

第八十五条第一項第三号中「交付若ハ電磁的記録」を「交付、電磁的記録」に改め、「書面ノ交付」の下に「若ハ社員名簿ニ記載若ハ記録セラレタル事項ヲ証明シタル書面ノ交付」を加える。

(有限会社法の一部改正に伴う経過措置)

第五十一条 社員の持分の消却をしようとする有限会社が一部施行日前に前条の規定による改正前の有限会社法第二十四条第一項において準用する旧商法第二百十三条第二項において準用する旧商法第二百十五条第一項の規定による公告又は通知をした場合においては、前条の規定による改正後の有限会社法第二十四条第一項において準用する新商法第二百十三条第四項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第五十二条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第二条第十項に後段として次のように加える。

この場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律(平成十三年法律第

七十五号) 第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第九条第四項に後段として次のように加える。

この場合において、会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十条第二項中「係る議決権」の下に「(社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含む。)」を加え、同条第三項中「前項」を「第二項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、国内の会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前二項」に、「同項」を「第二項」に改め、同条第五項第一号中「第三



項」を「第四項」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前項の場合において、会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

第十五条の二第五項中「前三項」を「第二項から前項まで」に改め、同条第六項中「前条第四項及び第五項」を「前条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第四項の次に次の一項を加える。

前条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十六条第二項中「第四項」を「第五項」に改め、同条第四項中「前二項」を「前三項」に改め、同条第五項中「第十五条第四項及び第五項」を「第十五条第五項及び第六項」に、「同条第四項」を「同条第五項」に、「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第三項の次に次の一項を加える。

第十五条第三項の規定は、前項の場合に準用する。

第十七条の二第一項中「第十条」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第十八条第一項中「同条第三項」を「同条第四項」に、「第四項」を「第五項」に改め、同条第二項中「同条第五項」を「同条第六項」に、「同条第六項」を「同条第七項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

第四十八条第一項及び第五十四条第一項中「第十条」を「第十条第一項、第二項若しくは第四項」に改める。

第六十二条第一項中「社債等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第二百二十九条第一項に規定する振替社債等」を「社債、株式等の振替に関する法律第二百条第一項に規定する振替債」に改める。

第九十一条の二第四号及び第五号中「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同条第六号中「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同条第七号中「同条第五項」を「同条第六項」に改め、同条第八号中「第十五条の二第六項」を「第十五条の二第七項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改め、同条第九号中「同条第四項」を「同条第五項」に改め、同条第十号中「第十六条第五項」を「第十六条第六項」に、「第十五条第四項」を「第十五条第五項」に改める。

(地方自治法の一部改正)

第五十三条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。

第二百三十八条第二項第一号及び第二百四十条第四項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

(農業協同組合法の一部改正)

第五十四条 農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百三十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十一項第一号及び第七号並びに第十七項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第十一条の二第三項中「を除く。」の下に「及び社債、株式等の振替に関する法律第百五十五条第一項又は第百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権」を加える。

(証券取引法の一部改正)

第五十五条 証券取引法の一部を次のように改正する。

第二十三条の八第二項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に、

「第二百二十九条第一項」を「第三百条第一項」に、「振替社債等」を「振替債」に改める。

第二十八条の四第二項中「数の議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項（これらの規定を同法第二百五十二条第一項、第二百六十一条第一項、第二百六十八条第一項及び第二百九十八条第二号において準用する場合を含む。）の規定により発行者に対抗することができない株式又は持分に係る議決権を含み、」を加える。

第三十四条第一項第一号の二、第六十五条第二項第一号及び第七十九条の五十七第一項第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

第三百三条第一項中「超える議決権（」の下に「社債、株式等の振替に関する法律第一百五十五条第一項又は第一百五十六条第一項の規定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含み、」を加える。

（国有財産法の一部改正）

第五十六条 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「短期社債等」とは「」を「短期社債等」とは、「」に改め、同項第一号中「社債等の